

日明関係における「勘合」の形状についての新知見^①

伍 躍

二〇〇一年、私は「日明関係における『勘合』——とくにその形状について」^②を公表し、それまで勘合の形状についての学界の

「常識」に存在した問題を指摘し、伝統中国の官文書制度に基づいて私なりの知見を述べ、新説を提示した。それ以来、学界の研究が進み、新しい史料も公表されている。本稿では、旧稿以来の日明勘合の形状をめぐる研究の進展を振り返りつつ、近年になつて公表された史料をもとに、自らの旧説を含む既存の見解を検討し、新しい知見を提示したい。

① 本稿の一部は、二〇一九年八月の「第二十届明史国際學術討論會暨朱元璋与明中都國際學術討論會」（中国・鳳陽）、および「二〇一九年中国社会科學論壇（史學）·徽州与明代中国國際學術研討會」（中国・北京）にて口頭報告をした。

② 『史林』八四卷一號（二〇〇一年）、一二四—一四三頁。以下、「旧稿」と称す。

一 旧稿の主張の概要

旧稿にて言及したように、近代以後、はじめて日明勘合の形状を學術研究の課題として取り上げたのは栢原昌三であった。栢原昌三は『戊子入明記』にある「勘合料紙印形」などの文献をもとに日明通交における勘合の形状を提示した。その後、小葉田淳、佐久間重男、中村栄孝、田中健夫、および鄭樑生と林呈蓉もそれぞれの見解を発表した。一九九〇年代の学界においては、日明勘合の形状についての認識はおおよそ下記のようなものであった。

第一、勘合の大きさ。田中健夫は栢原昌三の見解を訂正し、縦一尺二寸（三六センチ）×横二尺七寸（八二センチ）の紙質のものである、と指摘している。

第二、勘合の半印と字号。中村栄孝の見解が「最も説得力のあるように思われる」（田中健夫）として、学界で認められている。

つまり、「本字 号」という朱印のなかに壹から百までの番号が「墨書」されていたものが二つある、という。

第三、「別幅」のこと。「別幅」は勘合の裏書である、という栢原昌三の見解が継承されている。一方、それが別紙の贈答品目録である、という石井正敏の見解も存在している。

こうした従来の学説に対し、私は伝統中国の文書制度に基づいてその問題点を以下のように指摘した。

第一、官印の問題

上記の諸説では、勘合を発行した明朝礼部の官印についてまったく触れていなかった。伝統中国においては、官文書に発行衙門の官印がなければならぬ、という規定があった。よって、日明関係の場合、明朝礼部の印があったに違いない。

第二、字号の問題

諸説で言及される『戊子入明記』の「勘合料紙印形」にみえる「本字壹号」とは、勘合という官文書のうえにある「字号」の部分であり、勘合そのものではない。同様に、「本字壹号」の左半分を囲む枠は、勘合の枠ではなく、字号の上に押される官印の左半分を示すものである（官印の右半分は勘合発行衙門の発行記録、すなわち底簿にある）。これは、官文書を管理し、文書の偽造を防ぐための「半印字号」というものである。

第三、勘合裏面の使用問題

伝統中国の官文書制度では、行政文書の裏面は原則として使用しない。したがって、使節の身分を紹介し証明する重要な外交文書としての明代の勘合は、現代の外交における国書と同じように、その裏面を使用することはまずないと考えてよい。

こうした指摘をしたうえで、私は明代勘合の前身である宋元時代の「公憑」と「公驗」、およびその後継者である清代の「勘合」（北京・中国第一歴史檔案館所蔵）の形状をもとに日明間で使用した明代勘合の諸要素を推測して下記の仮説を提示した。

第一、清代の「勘合」の大きさ（縦約八七センチ〃約二尺九寸、横約六〇センチ〃約二尺）から、明代の勘合もかなり大きな文書であると考えられる。

第二、日明間で使用した勘合、とりわけ日本遣明使が所持する「本字勘合」は、寧波と北京で勘合底簿との照合を受けるため、そのうえには照合のための「硃墨字号」が二つある。その字号は、勘合と底簿との双方にかかるように書くものであり、その上に発行官庁である明朝礼部の官印が押される。したがって、「硃墨字号」の「硃」は官印のことで、「墨」は墨書した字号である。

第三、勘合に記された内容は二つある。前半は事前に印刷される勘合の使用規定であるのに対し、後半は使用する前に、聖旨や

礼部の規定にしたがって、関係事項を「填」、つまり「批文」として記入する部分である。勘合の裏面は原則として使用しない。

このように、旧稿執筆の時点では、私は勘合が「批文勘合」である、という栢原昌三の見解をそのまま受け入れたが、彼が示した「批文」を勘合の裏に記入するという意見に異議を唱え、勘合の表面に「批文」を記入すると主張した。

なお、田中健夫が推定した勘合字号の付け方、および底簿の綴じ方は、伝統中国官文書の作成方法に反することも指摘した。以上が、旧稿の主な内容である。

二 学界の動向

（一）台湾学界の反応

旧稿の公表後、二〇〇六年に機会を得て台北で開かれた「第一回海洋史国際学術シンポジウム」に参加して、日明勘合の形状について研究報告を行った。報告後にコメンテーターの中央研究院歴史語言研究所の于志嘉より以下の指摘を受けた。^①

第一、私を含む日本からの研究者が調査した中国第一歴史檔案館と中央研究院歴史語言研究所が所蔵する、「清代勘合」とされてきた文書は、「勘合」ではなく、「精微批文」（「精微批」ともいう）である。

于志嘉は、歴史語言研究所のスタッフの協力を得て、当研究所が所蔵する清代の「精微批文」（当時整理中で公開していなかった満文「精微批文」を含む）をはじめ、漢文や満文の奏本や題本などを詳細に調査した結果、このように判断したという。氏は、少なくとも明末から清初にかけては、中央官僚の国内出張に際し、勅書・精微批文・応用勘合の三点の文書を携行しなければならなかったと指摘し、中国国家図書館が所蔵する「河南正考官勘合」（後述）こそ清代勘合の代表であると主張した。要するに、精微批文は出張のための辞令、勘合は出張中の駆通使用の許可書であるため、私が勘合の形状を推測する際に参考した出張の辞令が記されているものは「精微批文」というわけである。

第二、勘合字号を含む官文書の字号を囲む〇は、その官文書を返却する際に「当該官文書の取消し」を示すためのしるしである。氏は、清代初年の官文書に詳しい同研究所スタッフの王健美の見解を引用する形で、字号を囲む〇がいつているのはいずれも返却済みのもので、〇のないものが未返却のものだと主張した。

その後、同研究所の劉錚雲と王健美は、「尋找大清『精微批文』」と題する論考を公表した。同研究所が所蔵する清代の「勘合」をさらに詳細に調査したうえで、于氏の論点を補強し、清代順治年間の「精微批文」は「勘合」と「批文」という二種類の文

書を結合したものであると指摘している。

こうした議論を受けて、中央研究院歴史語言研究所の明清檔案工作室は目録修正作業を行い、それまで目録上に「勘合」と登録されていた清代の文書を悉く「精微批文」に改めた。

これらの指摘と作業により、筆者が日明勘合の形状を推測した際の参考根拠の一つである「明代勘合の後継者―清代勘合」が崩れてしまったように見える。しかし、筆者の関心は、清代の勘合（満州語：Kian ho）にも、精微批文（満州語：jing wei pi）にもなかった。重要なのは、劉錚雲らが清代の精微批文にも「明代半印勘合の特徴が保持されている」と指摘していることである。つまり、官文書に欠かせない要件に「半印」と「字号」があるという点は、旧稿の主張と一致している。

于志嘉と劉錚雲らが紹介した清代の勘合は、中国国家図書館が所蔵する「河南正考官勘合」で、漢文と満文からなる。この勘合は、『国家図書館蔵清代孤本内閣六部檔案』に収録されているが、^③モノクロで、幅などについての記述はない。形状面で注目に値する点は二つある。

第一、長方形になっている勘合の本体部分のうえに、梯形の部分が^④あり、そこに漢文と満文で文書の性格を示す「勘合」という文字がある。

第二、その本体と梯形の外縁を囲む形で、漢籍用語では「辺欄」とよばれる双辺がある。それは、印刷部分を取り囲む四周の二本の太い黒線で画かれている枠取りである。その二本の黒線の間に「火焰飛虎紋」、つまり炎とトラの紋様が刻まれている。その紋様もつ意味については、炎が迅速、虎が威厳を示すと説明されている。^④

写真だけでは確認しづらいこともあるが、当該勘合の漢文部分と満文部分の前半は（事前印刷？）勘合使用の一般規定であり、後半は駅通使用、すなわち勘合所持者への「慶給」（食事など）、勘合所持者が使用できる車両や馬の数、および勘合所持者の同行人に支給する「口糧」の数、ないし使用予定の船や船の乗組員がない、といったことが記されている。

ちなみに、この「河南正考官勘合」について以下のように付言しておきたい。この勘合はそもそも出所不明の「河南正考官勘合印文」という文書群に属するものである。その文書群にある官印の押されていない印結（印結は、官僚が出した、官印の押されている保証文書である）から、原物ではなく写しである可能性が非常に高いことがわかる。于・劉二氏の見解に一步を譲ったとしても、清末の一駅通勘合をもって多様な種類と用途のある明代の勘合について^⑤概括して説明しようとすることは到底できない

と指摘しておきたい。

（二） 橋本雄氏による日明勘合の復元作業

旧稿には日本国内の学界においても、静かな反応があった。一九九八年度史学会大会例会で勘合についての研究報告を行った橋本雄は、私の見解に同意を示しつつ、一連の論考を公表した^⑥。彼は、私がマイクロフィルムをもとに調査した北京の中国第一歴史檔案館が所蔵する不鮮明な清代勘合よりも鮮明な、台北の中央研究院歴史語言研究所が所蔵する「清代勘合」（例えば、清代内閣大庫檔案、第一〇三八九四番など^⑦）の実物を調査して、そこから日明勘合の大きさを縦約八一センチ（約二尺六寸）、横約一〇八センチ（約三尺三寸）であったと推定し、勘合を割り札や割印のようなものと捉えることは不可能ではないかと論じている。そのうえで、日明勘合の復元図、および作成工程のイメージを復元した。管見の限り、現時点では、橋本雄による一連の論考以外、勘合の形状について最近の研究を見たことはない。

橋本雄の復元作業は勘合システムの理解に大きく貢献するものではあるが、二点指摘しておきたい。

第一、鈴印の位置。氏は、「礼部之印」は、勘合の発行年月日である「宣徳捌年陸月壹拾叁日」の「徳捌年」の三文字、あるいは

は「捌」の一文字にかかる形で押されていると推定する。しかし、伝統中国では官文書の鈴印に際しては、年号最後の一文字の下方から、月を示す「月」という字までを覆うという形で鈴印する^⑧。「齊年蓋月」というルールがあったから、その印は「捌年陸月」の四文字にまたがる形で押されたと考えたほうが妥当であろう。なお、氏は「室町幕府から遣明使への交付段階」の勘合において、「礼部之印」の右に「日本国王之印」が押されることを想定しているが、その根拠を説明していない。伝統中国においては、複数の同列衙門が共同で公務を処理し（当時では「会銜」という）文書を出す場合はあった。そのときに、複数の官印が文書に一定の規則にしたがってそれぞれ押されるのである^⑨。しかし、日明間の勘合は明の礼部が作製し発行したものであり、いわゆる「日本国王」と共同して出すものではなかった。したがって、「礼部之印」の右に「日本国王之印」が押されるのは考えられない。

第二、表紙。橋本は、勘合が四つ折、すなわち(A)(B)(C)の山折りであつたと想定している。問題は、氏が一番左側にある(C)面、つまり鈴印された発行年月日と礼部を示す大きな「部」字のある面を表紙にした、としていることにある。勘合を含む官文書の折り畳み方に関する規定があつたかどうかは調査を要するが、伝統中国の文書制度からすれば、勘合のような下行の命令文書に

おいては、上行文書の奏本や題本と異なり、火票・信牌・執照などと同じように、その文書の一部、しかも官印のある部分を表紙にすることはそもそもなかった。さらに、橋本が勘合の折り畳み方を推測する際の根拠は、現存の勘合にある多数の「細かな折り線」としている。しかし、推測の根拠として使用するに先立って、それらの折り線は勘合を実際に作製や発行、ないし使用する時にできたものなのか、それとも後の整理者によるものなのかについて、まず検証すべきではないだろうか。

なお、橋本は精査した中央研究院所蔵清代内閣大庫檔案第一〇三八九四号文書を、二〇〇八年時点では「清代勘合」と名付けたのに対し、二〇一三年に「清朝戸部勘合」、二〇一七年に「清朝戸部精微批文勘合」に改めた。とくに最後の「精微批文勘合」は、前掲の劉錚雲らの論考の見解をさらに敷衍させたものではないかとも思われる。そして、「精微批文勘合」は、定型文を木版で刷った戸部作成の勘合料紙の余白に、戸部が文書の受給者個人に転任などの職務命令（精微批文）を書き込むことで成立した、一種の混合文書である、と指摘している。「精微批文勘合」という名称が文書制度上の固有名詞として、清代において実在していたかどうかについてはわからないが、明代国家が編纂した「実録」、^⑩「会典」の類には実在したわけではない。

(三) 元代の勘合

モンゴル語で「黒い都」を意味するハラホト（黒水城）は、中国内モンゴル自治区・エチナ（額濟納）河畔にある西夏と元の時代の城跡であり、一九〇九年のロシア人探検家による調査で知られるようになった。一九六〇～八〇年代にかけて行われた現地調査では、数点の勘合文書を含む数多くの官文書が発見された。^⑪研究者はこれらの勘合文書を研究して、その形態と特徴について以下のように指摘している。^⑫

第一、元代勘合文書は、「半印勘合」と「半印勘合号簿」という二つの部分からなる。前者には印と字号の左半分、後者には印と字号の右半分がある。

第二、元代勘合文書は、漢文とパスバ文字からなる。清代の満漢合璧同様に、漢文とパスバ文字が同じ勘合文書のなかに共存している。漢文とパスバ文字の字号の存在も確認されている。

第三、現存の元代勘合文書のなかには、捺印されているものと捺印されていないものがある。たとえば、徴税関係の勘合には半印のないものがある。これについて、地方当局が勘合を使用する際に柔軟に対応したのではないかと解釈する研究者がいる。

第四、元代勘合文書にある漢文字号は「千字文」^⑬を基準とし、「天字十四号」のようなものが多い。一回のみのチェックに対応

する勘合文書の場合、漢文字号が一つしかないが、複数回のチェックに対応する勘合文書には複数の漢文字号が使用される。

第五、元代勘合文書には、字号・印章のほか、食料の受領・祭祀・官僚人事などに関する、いわゆる勘合使用の目的と内容を明記する部分もある。たとえば、受領した食糧の種類・数量・支給機関とその担当者・受取人などが書かれているものがある。

また、「勘合通知」の存在がはじめて指摘された。至大四年（一三二一）七月二十日に亦集乃路総管府が広積倉と支持倉の官吏に宛てた官文書は、当総管府が、「天字□□号半印勘合」と「天字十四号半印勘合」を所持している「阿黒不花寧肅王」に対し、「弓簿の墨跡・字様」と照合したうえで、「分例米麵」を支給するように倉庫に通知した文書である。倉庫の官吏は勘合をチェックしたうえで、所定の「米麵」を当該勘合の所持者に支給するのである。

このように、明代勘合の前身である元代の勘合文書には、すでに半印と字号、使用目的などを明記する文面、および使用に際して使用通知があった。明代の勘合制度は、それらを継承してさらに精密化したと考えられる。

（四）明代の精微批文

于志嘉と劉錚雲らが清代の精微批文（「精微批」ともいう）について指摘したことはすでに言及したが、明代に起源する精微批文について、二〇一七年に中国社会科学院歴史研究所の張金奎が論考を公表した^⑭。氏は『南京都察院志』に収録される二つの文献に注目し、精微批文がそもそも北京と南京の各衙門が公務のために官僚を差遣する際に発行された書類である、と指摘した。

第一、出張前、精微批文の交付を請求する文書

請精微批

為議定差以責実效事。照得本院奏差巡按直隸監察御史某巡視某等處、所有本官出巡精微批文、例應填給。為此、合用手本、前去内府、南京兵／礼／刑科填給施行。計給応字批文 道。

第二、出張後、交付された精微批文の返却に備え付ける文書

繳精微批

為議定差以責実效事。扼巡按某差御史某呈繳精微批文前來、例應転繳。為此、合用手本、前去内府、南京兵／礼／刑科銷繳施行。計給（繳）応字批文 道。

氏は、事前に作られた精微批文はふだん内府衙門で保管され、使用の際に関係衙門が内府より受け取り必要な内容を記入し、字号の付与と捺印をしたうえで出張の官僚に交付するのに対し、業

務終了後に速やかに返却する、と説明している。このように、『南京都察院志』にあるこの二つの文書から、精微批文は「出巡」、つまり公務出張の辞令を記す文書であることがわかる。この点においては、張氏の見解は先に言及した于・劉二氏の指摘と同じである。

私も『南京都察院志』の中に「請給勘合咨」を見つけた。¹⁵⁾

為某事。照得本院今差某官某齋捧某題／某奏本赴京、所有差役・脚力・口糧、係隸南京兵部掌行。為此合咨貴部、煩為查照、起給勘合／火牌壹道／面、陸路馬幾匹、口糧幾分往迴。応付施行。

これは、南京都察院を通じて南京兵部に対し、公務出張のための勘合の交付を求める文書である。この文書と張金奎が紹介した精微批文の交付請求と返還に関する文書の存在から、勘合はいわゆる「批文勘合」である、という私がかつて賛同した栢原昌三の見解を再考しなければならないと考えられる。つまり、『明実録』に見える「批文勘合」は、実は「批文」と「勘合」、つまり別々の文書である可能性が非常に高い。この見解が正しいものであれば、南京都察院が南京兵部に交付を求める勘合は公務出張中に駅通を使用する資格を付与する書類であり、内府などに交付を求める精微批文は公務内容を記載する出張辞令のようなものであると

考えられる。朝貢勘合の実物がなかったため、詳細はわからないが、旧稿で説明したように、朝貢使節の派遣に際しては、「日本国王」の表文のほか、明朝礼部宛ての「日本国王」名義の咨文（たとえば、宣徳九年（一四三四）八月二十三日付けの明朝礼部宛の「日本国王」の咨文）、および明朝礼部が交付した「本字」勘合が必要である。その咨文は、明朝の礼部に対し、勘合の使用、および派遣者一行の概要を記載するものであり、いわば公務出張の業務内容を記載するものである。この点においては、朝貢の場合の咨文は、明朝国内の精微批文と似たような機能があつたと言えよう。さらに、前述の元朝の「勘合通知」を連想すれば、「日本国王」名義の咨文は、「本字某号」の勘合の使用を明朝側に連絡通知を行う「勘合通知」のようなものであつたとも考えられよう。

- ① 第十回海洋史国際学術シンポジウムでの于志嘉研究員のコメント。報告後、氏からコメントペーパーを頂いた。ここに記して感謝したい。
- ② 『古今論衡』第一六期（台北：中央研究院歴史語言研究所、二〇〇七年）、七七―九二頁。のちに『檔案中的歴史：清代政治与社会』（北京：北京師範大学出版社、二〇一七年）、四七七―四九五頁に再録。
- ③ 『国家図書館蔵清代孤本内閣六部檔案』（北京：全国図書館文献編纂複製中心、二〇〇三年）第四冊、一八〇五頁。
- ④ 張我徳ら『清代文書』（北京：中国人民大学出版社、一九九六年）、二一七頁。雷栄広・姚楽野『清代文書綱要』（成都：四川大学出版社、一九九〇年）、一一〇頁。

- ⑤ 羅東陽「勘合制度与明代中央集権」、『東北師大学報（哲学社会科学版）』、一九九七年第一期、三五—四〇頁。
- ⑥ 橋本雄「日明勘合再考」、九州史学研究会編『境界からみた内と外』（東京・岩田書院、二〇〇八年）、三二七—三六二頁。同氏『室町「日本国王」と勘合貿易—なぜ、足利將軍家は中華皇帝に「朝貢」したのか』（東京・NHK出版、二〇一三年）、三四—三五頁。同氏「勘合・咨文」、村井章介他編『日明関係史研究入門—アジアのなかの遣明船』（東京・勉誠出版、二〇一五年）、四八三—四九一頁。
- ⑦ 橋本雄は二〇〇八年にこの文書を紹介する際に、本来の登録番号「一〇三八九四」をなぜか「一〇三八八三」と説明した。橋本雄「日明勘合再考」、三四五頁。
- ⑧ 雷栄広・姚楽野『清代文書網要』、二五—二六頁。
- ⑨ たとえば、台湾大学所蔵淡新檔案、第一二五〇七号、第一七三三九号。
- ⑩ 橋本雄『室町「日本国王」と勘合貿易』、二九頁。同「清代戸部精微批文勘合小考」、湯山賢一郎編『古文書料紙論叢』（東京・勉誠出版、二〇一七年）、六八五—七〇五頁。
- ⑪ 塔拉ら編『中國藏黑水城漢文文献』（北京・国家図書館出版社、二〇〇八年）、第二冊、一三三—一三三三、二五三—二五四頁、第五冊、一〇三七—一〇四二頁。
- ⑫ 潘潔「黒水城出土勘合文書種類考」、『内蒙古社会科学（漢文版）』、二〇一三年第四期、四二—四四頁。杜立暉「元代勘合文書探析—以黒水城文献为中心』、『歴史研究』、二〇一五年第二期、一五六—一六七頁、裏表紙。後者は勘合の作製方法について、田中健夫の根拠のない推測を参考にしている。橋本雄もハラホト文書にある勘合について言及した。橋本雄「勘合・咨文』、四八六頁。
- ⑬ 中国六朝時代の梁の周興嗣が、重複しない千の漢字を二五〇の四字

句に綴って作成した漢字の啓蒙教科書である。内容は「天地玄黄、宇宙洪荒……」のようなものである。広く流伝したためか、文書の「字号」のほか、科挙試験の番号づけ（たとえば、天字一号・二号）などにもよく使用されていた。

⑭ 張金奎「明代的駕帖与精微批』、『社会科学輯刊』、二〇一七年第四期、一三九—一四七頁。なお、明代の宦官と精微批とのかわりについでには、胡丹「明代宦官制度研究』（杭州・浙江大学出版社、二〇一八年）、四八—五一頁を参照されたい。

⑮（明）施沛『南京都察院志』（濟南・齐鲁書社、二〇〇一年、四庫全書存目叢書補編第七四冊影印明天啓年間刊本）、卷三五、公移、請給勘合咨、三〇〇頁。

三 近年発見された明代の勘合

（一）成化工部班匠勘合

二〇一七年に出版された『中国社会科学院經濟研究所藏徽州文書類編・散件文書』には、「明成化六年某月至弘治十五年正月工部給付祁門県竹匠方省宗等輪班勘合依様抄写式」が収録されている（図1）^①。正方形を呈するこの写本は、これまで知られている明代の勘合の中で最も古い。勘合そのものの大きさや形態についての記述が全くないのは残念だが、写本および写された周りを囲む戳記七枚、欄内にある戳記二枚の大きさからすれば、やや大きい文書であることが考えられよう。

依樣抄寫勸合式

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> | <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> | <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> | <p style="text-align: center;">部</p> <p>號</p> <p>號</p> <p>日給</p> <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> | <p>工部七月初五日清吏司文卷批收在莊書 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日 成化元年冬十一月五日</p> |
|---|---|---|---|---|

圖 1 成化工部班匠勸合 (『中国社会科学院經濟研究所藏徽州文書類編·散件文書』)

当番する職人の身分証明書兼通行許可書の役割をもつこの勘合は五つの部分からなる。

(A) 勘合の交付規定

工部為輪班人匠事。奏准遵依洪武年間旧制、編置勘合、給付本匠為照。如遇該班、依期齎執赴京上工、沿途官司憑此照行。如不係当班時月、不許指作路引、借人影射出入。本身事故、仍令戸丁応役。過期不到者、罰工。如果戸絶無丁、即赴有司陳告、繳回本部銷注。不許雇倩并不堪工作戸丁搪塞。如違、定發化外充軍、仍提正身問罪、拘役終身。須至出給者。右側にあるこの部分は事前に印刷された、工部による勘合の使用規定である。その内容はおおよそ以下のとおりである。

第一、当勘合は洪武年間の規定に従い、工部に役務を提供する職人の身分証明として当番の職人に交付するものである。

第二、関係官庁は、その不正使用がないかチェックを行う。

第三、本人が事情により当番できない場合、その世帯のほかの人に代わってもらう。

第四、戸絶すなわち成年男子の全員がいなくなった場合、報告したのち勘合を返上する。

第五、役務に堪えない人を勝手に雇って代行してはならない。

違反した場合、処罰として雇われた者を遠方に充軍させ、本来の担当者を終身服役に処する。

(B) 交付規定の補足事項

(A) の左側には次のような補足説明が見える。

徽州府祁門県竹匠方省宗、今騰宗該成化玖年冬季、肆年壹班、又輪該成化拾叁年冬季。以後照依年限扣算、輪班上工。

この勘合が最初に交付された成化六年（一四七〇）に使用されたかどうかは不明であるが、(B) は同九年に追記した内容ではないかと考えられる。その内容は、徽州府祁門県籍の竹匠（竹芸の職人）の方省宗らが成化九年冬季の班匠の役に当たるが、次の当番は四年後の十三年冬季であり、以後も四年に一度当番する、というものである。

勘合の上に書き写された周りを囲む七枚の戳記と欄内中央より下方にある一枚の戳記から、その輪番が実際に行われたことが読み取れる。方省宗らは成化九年、十三年、十七年、二十一年の冬季、および弘治二年（一四八九）、六年、十年の冬季に、「外廠」「當繕所」「文思院」「本部廠」「本作」「内官監」で「正工」すなわち通常の当番（三カ月を一期とし、毎月の勤務日は十日間）^③を行い、弘治（成化とあるのは誤り）十四年の冬季に「本部廠」で「正罰工」^④に従事し、いずれの当番期間も三カ月であった。戳記

には当番先への到着及び当番満了の日付や事務担当者の氏名がそれぞれ明記されている。

(C) 半印字号

(B)の左側、すなわち勘合のほぼ中央部分のやや上に「微字竹匠参百参拾伍号」、その下に「微字参百参拾伍号」と書かれている。これらは、当勘合の「字号」である。字号の上にそもそも押されているはずの官印の「半印」を実際に確認することができないが、二つの字号のそれぞれの左横の「半印」という文字から、字号の上にそもそも官印が押されていることはわかる。(A)の内容と勘合発行年月の左に大書される「部」字から推測すれば、ここにあったのは工部の印であるだろう。

「半印字号」の左側に最初の発行年月日を示す「成化陸年月日給」という文字が見えるが、事前に印刷されたものに違いない。「陸」をはさむ形でその左右に発行衙門の官印を示す「全印」という二文字があり、ここに工部の官印があつたはずである。「部」字の下に「号」字が二つある。

(D) 注意事項

勘合の左側の下方に戳記があり、その内容は下記の通りである。仰所在并把截官司、弁驗該班、方許放行。若是工満、亦驗批工半印、明白放回。如將輪過季分批工半印影射或詐偽批工者、

就便解部問罪。把截去処弁驗不明、壹体治罪。迷失者、發遣充軍。

これは、(A)に加えて勘合の管理をさらに強化するためのものである。つまり、関係官庁に対し職人による当番の有無並びに当番満了の有無をチェックせよという指示とチェックを怠った場合の罰則である。

(E) 辺欄

二本の枠線の間水草あるいは炎のような紋様が見える。

(二) 万曆兵部駅通勘合

二〇一八年、明代の孔府（孔子の末裔たちの邸宅）檔案を収録した『孔子博物館藏孔府檔案彙編（明代卷）』が出版された。計三冊からなるこの資料集には計四枚の兵部勘合を収録している。その詳細は表1のとおりである。^⑤

『大明会典』によれば、「大小勘合」の制度は万曆三年（一五七五）より始まり、「公差官員」すなわち公務出張の官員（ここでは衍聖公がそれに当たる）に対し「大勘合」を交付するが、それ以外の勅書を伝達する舍人や書吏などの出張者に対し「小勘合」を交付するようになった。大勘合が「照旧」すなわち従来どおりであるのに対し、小勘合はサイズがやや小さいものであつた。^⑥

表 1 万曆兵部駅通勘合

| No. | 文書名 | 発行年月日 | サイズ |
|---------|---------------------------------------|----------------|---------------|
| 0053-01 | 衍聖公孔尚賢為赴京進奉表文回還事領用兵部勘合 | 万曆三十五年五月十五日 | 86.6cm×79.3cm |
| 0053-02 | 衍聖公府舍人劉顯祖、廟丁成爵等為奉差赴京進貢馬匹及表文回還事領用兵部小勘合 | 万曆三十五年五月十五日 | 69.8cm×56.0cm |
| 0053-03 | 衍聖公府舍人劉顯祖、廟丁成爵等為奉差赴京進貢馬匹回還事領用兵部小勘合 | 万曆三十五年十月初九日 | 71.2cm×58.1cm |
| 0061-01 | 衍聖公府領存備用兵部小勘合 | 崇禎元年(1628)正月某日 | 72.8cm×57.7cm |

〇〇五三―〇一の兵部勘合は、従来どおりのものと考えられよう。ちなみに、「日本国王」は明朝の六部と同等の立場であり、朝貢使節はその臣下であるから「公差官員」に相当する。したがって、彼らが使用した勘合は性格上、この兵部勘合のような「大勘合」に近いものであると考えられよう。以下では、この勘合を概観してみよう（図2）。

第一、外観

本体は長方形で、その上に梯形の部分がある。梯形部分のなかに、「兵部勘合」の四字が右から横一列に並んでいる。

これは事前に印刷したものであり、本体と梯形の部分の外縁を囲む形で、約一・六センチ幅の、花柄の入った辺欄がある。辺欄がある点は（A）と同じである。

第二、サイズ

資料集の説明では、この勘合のサイズは横八六・六センチ、縦七九・三センチ、つまり横二尺八寸、縦二尺六寸のものとしている。しかし、その数値が勘合用紙全体のものなのか、それとも勘合本体部分のものなのかはわからない。明代の規定^⑦に照らして写真にある兵部・兵部車駕清吏司・兵科給事中および会同館の印の大きさをもとに測ってみた。その結果、説明のサイズは勘合用紙全体のサイズであることがわかった。次に、辺欄の外縁を基



圖 2 万曆兵部駁通勘合 (〔孔子博物館藏孔府檔案彙編 (明代卷) 〕)

準に勘合の本体部分と梯形部分を含めて測ってそこから推算すると、横八三・四センチ（約二尺七寸）、縦五五センチ（約一尺八寸）となる。私が旧稿で推定したサイズよりやや小さいものの、やはり比較的大きな文書である。

第三、構成

1、本体右半分

当該勘合を、本体中央の「計開」の文字を境に左右二つの部分に分けて考えたい。

まずは右半分を見てみよう。

事前に印刷されたこの部分は、計一七行、毎行約二九字、合計三三七字である。その内容は勘合使用の一般規定に関する兵部の通達である。その文面は下記のとおりである。

兵部為伝奉聖諭事。本部奏准事例、編置半印勘合、給發各衙門、聽各公差官員查照填用、遵行已久。邇縁仮借冒濫、絡繹於途、擅用夫馬有一二十倍原額者、駒通疲困不支。覆該本部題奉欽依議、於勘合之外、另置長單、稽查夫馬、随同給發。經由州県駒通衙門、照依勘合坐去地方・廩糧等項、与単開格眼内夫馬実数、查对明白、方准应付。沿途仍赴各該衙門掛号、查考真偽。如勘合印信可疑及無長單者、俱不准应付。敢有詐冒及違例擅用、生事害人、洗改字跡、多索枉道等項情弊、各

該撫按衙門遵照明旨、從実参究。經過有司・駒通亦許徑自指実具奏処治。所領勘合・長單、自内出外者、回日赴部投収；到彼住起者、赴彼処撫按衙門投収；自外入京者、赴部投収、出京之日換給勘合長單、回還【亦赴】彼処撫按衙門投収。每季終、類繳本部、以憑奏繳。如有領過勘合【不行投】繳、及季終不行類繳者、查出定行参治。其歷事監生・吏舍承差・天文生及遠方官、另給有小勘合应付、並無入夫長單。若仍擅用公差官員勘合与長單者、即係詐冒、不許应付、仍行拿問。須至勘合者。

この文面から以下の内容が読み取れる。

第一、半印勘合が実施されてすでに久しいが、規定を守らず、定額の1.0ないし2.0倍を超えて夫馬を使用する者などがいたため、駒通システムの運営は非常に困難である。

第二、この問題を解消するため、勘合文書のほか、途中の駒通が実際に「应付」すなわち支給した夫馬などの数を記録し、勘合に記されている夫馬などの提供額と照合しチェックするための「長單」^⑨を設ける。支給の規定を超える要求に応じてはならない。違反があれば、その事実を報告するよう命じる。

第三、業務終了後、使用した勘合と長單を速やかに所定の衙門に提出し返却する。在外の地方衙門は回収した勘合と長單を四半

期ごとに兵部に返却する。

第四、歴史監生、吏員などの公務出張者に対し、小勘合を交付する。彼らには駅夫を提供せず、長単も交付しない。

これら、特に「長単」と「小勘合」の新設、および使用後の返還規定は、万暦三年、張居正による駅通改革によって強化された主要な措置である。

2、本体左半分

右半分にある勘合の使用規定に比べれば、勘合を用いて駅通を利用する際の詳細を記入した左半分の内容は少し複雑である。この部分は、発行に関する事務処理の使用欄である。

(A) 格眼戳記

「計開」のすぐ左に「格眼」と呼ばれる野線のある墨の戳記が押されている。そのなかに、勘合所持者、駅通利用の目的、勘合字号、支給すべき食料・船・馬・車両・駅夫の数量、および勘合の返却地などが記入されている。その記入の責任者は、駅通を司る兵部車駕清吏司の官僚であるに違いない。詳細は下記のような内容である(「」は筆写して記入する内容)。

〔衍聖公孔〕奉 前往〔北京〕処〔進表文回還〕公幹、齋兵部〔温〕字〔三百三十七〕号勘合、支廩給〔壹〕分、口糧〔壹拾〕分、水路站／紅缸〔肆〕隻、陸路〔上〕馬〔捌〕匹、

驢〔壹拾〕頭、〔大〕車〔伍〕輛、人夫〔柒拾〕名、到〔彼

住止〕。合行一体遵照。以上或例有、或例無、或往回、或到彼住止投取。俱明白查填格内。

これによれば、以下の数点がわかる。

第一、表文を提出するために上京した衍聖公は公務を終え、駅通を利用して衍聖公府の所在地曲阜に帰還する。

第二、交付を受けた兵部の勘合は、温字三百三十七号である。

第三、途中の駅で支給する廩給・口糧・船・馬・ロバ・車両・人夫の額が記される。

第四、支給を受けられる区間は北京と曲阜の間である。

第五、最後にある「以上格内」の部分は、事前に印刷された小さい文字であり、勘合使用に関する各項目を明確に記入するよう指示するものである。

ここで注目すべきなのは、この格眼戳記の全体を覆う形で、上から兵部車駕清吏司の官印が五つ押されている、ということである。

(B) 半印字号

(A)の左に墨書の「内温字三百三十七号」の左半分があり、その上に左に傾斜する形で官印の左半分、および字号と官印を囲むような形で墨書した○の左半分がある。

「温字三百三十七号」とは、(A)にも記される当勘合の番号である。明代の規定によれば、「温」字勘合は、衍聖公による上京の際に交付するものであることがわかる。「温」字のまえにある「内」とは、「内号」すなわち北京兵部より発行した場合、字号（この場合では「温」の前につける識別記号である。明朝の規定では、兵部が発行した勘合書類の字号の前に「内」、「南京兵部・各処撫按等衙門」が発行したものに「外」という文字をそれぞれつけて、勘合の発行元を識別することになっていた。^⑪

字号の上にある官印は不鮮明で判読することができないが、発行官庁からみて兵部の印であるに違いないだろう。

字号と官印を囲むような形で墨書した、左半分しか残っていない○という記号について見てみよう。前述した王健美の「○が返却済みのものである」という指摘にコメントできるだけの能力はないが、孔府檔案の勘合に限って考えてみる。本来、兵部勘合は使用終了後に山東省の地方官庁を通して兵部に返却しなければならぬはずだが、返却を意味する「繳」もしくは「銷」という文字が書かれておらず、返却の年月日を記入する欄も空白のまま、孔府に存在している。また、孔府が兵部より受領して未使用の「温字二百五十三号」小勘合にも字号と官印を囲む墨書した○の左半分がある。したがって、孔府檔案にある勘合に限って言えば、

筆者の「字号と官印とともに偽造防止措置の一つである」という主張はやはり間違っていないと考えられる。なお、字号と官印を囲む墨書した○は、次の(C)「兵科戳記」の上に書かれていることから、兵部ではなく、兵科給事中がつけるものではないだろうか。

(C) 兵科戳記

(B)の右には、兵科給事中による「掛号」(後述)すなわちチェックを行う時の戳記がある。この戳記には罫線がないが、記入する部分がある。

兵科験過〔衍聖公孔〕差往〔山東〕、応支慶給〔壹〕分、口糧〔拾〕分、缸〔肆〕隻、馬〔捌〕匹、驢〔拾〕頭、車〔伍〕輛、夫〔柒拾〕名。除本科填定此印、務照数目。如有外加夫馬等項者、俱一切不准応付。

この戳記の内容から、先に引用した兵部車駕清吏司の(A)「格限戳記」に記載した、勘合を用いて駅通を利用する際の各支給項目と数量を、兵科給事中がチェックを行い確認したことがわかる。この戳記全体を覆う形で兵科給事中の官印が二つ押されている。その上には、さらに墨書した○の左半分がある。

(D) 山東撫按戳記

(C)の下方にあるこの戳記にも罫線がない。その内容は以下

のとおりである。

山東撫／按委官掛号誌。万曆〔三十五〕年〔陸〕月〔十三〕日〔上水〕

「三十五」・「陸」・「上水」が墨書であるのに対し、「十三」は朱筆である。戳記の最後にある「上水」とは、運河を遡航することを意味する。衍聖公は北京より曲阜に戻る途中、臨清より大運河の一部となる魯運河を利用しなければならない。その魯運河の水は南から北へ流れるため、遡航することになる。明代には、「上水」にあたって勘合の規定以外に「人夫」を支給する規定があった。たとえば、正徳九年（一五二四）に運河の「裏河」つまり淮安／揚州の区間において「上水」をする「公差官船」に対し、一、二名を支給することになったが、嘉靖七年（一五二八）に規定が改められ、運河の全区間において「上水」をする「文武大臣」などに対し二〇名、それ以外の「公差人員」に対し一〇名を一律に支給することとした。^⑭しかし、この戳記は衍聖公一行に対し、「上水」のための人夫を支給するものではなく、山東省所管の魯運河に入った時に、「山東撫／按」の委任を受けた官僚が「掛号」をした時のものである。ここでいう「撫」の全称は「巡撫山東等処地方督理管田兼管河道提督軍務」であり、「按」は巡按御史のことである。^⑮

(E) 発行記録

(C)と(D)の左に、当該勘合の発行年月日が記される。

万曆〔參拾伍〕年〔伍〕月〔十五〕日給

朱書した「十五」は、ほかに記入された墨書文字より大きい。

「曆」伍」までを覆う形で、勘合の発行衙門としての兵部の官印が押されている。これは、前述した「齊年蓋月」方式である。

発行年月日の右に事前に印刷した「部」という大きな文字があり、その下に「一」字と花押がある。明清中国の官文書、とりわけ下行文書の本体部分の左上に通常は発行官庁を示す一字が大きく記される。「部」のほか、「府」「院」などもある。

(F) 会同館戳記

(E)の発行記録の左下には会同館の戳記がある。写真が鮮明ではないため、戳記部分の判読は難しい。しかし、戳記にある「馬」「匹」「驢」「頭」「駿」、および記入した「温」「壹」「拾」「站」「紅」「肆」「上」「捌」「拾」「伍」「柒拾」などの文字から、(A)「格眼戳記」にある途中の駅通で支給を受けられる各項目と数量に関する記載であることがわかる。戳記の全体を覆う形で二枚の会同館の官印が押されている。

そして、この戳記の左に下記の文字が印刷されている。

自会同館起。照依坐去地方定限 年 月 日投取候繳。

これは、駅通が会同館より出發することと勘合の返却の所定時期を記入する部分である。返却の予定時期は空白のままであることから、当該勘合は使用終了後の返却日を指定していなかったことと、言い換えれば、当該勘合は発行時に「返却不要」とされたものであることがわかる。

会同館は明代の駅通制度において、都から駅通使用の始まりを決める基準地点である。明代では、北京より「公差」で出張する者に対し、「会同館で起関応付する」という規定があった。¹⁶つまり、会同館は国の駅通ネットワークの出発点として、最初の支給を行うのである。会同館の官印に覆われている会同館戳記に書かれているのは、当該勘合の所持者に対し、最初の支給を行ったときの内容である。

以上が勘合の本体部分である。

3、欄外の戳記

上方の欄外に三つの戳記が押されている。右から紹介しておきたい。

(G) 兵部戳記

万曆〔参〕拾〔伍〕年〔伍〕月 日兵部堂上用印鈐驗過

仰経過駅通査驗応付、如無本部印信驗号、即係詐偽、所在官

司径送該道究問、具由報部査考。

これは、兵部の堂上Ⅱ兵部尚書／侍郎が兵部の印を用いて勘合に捺印した際に押したものであると推測する。その内容は、兵部の印が押されていない勘合があれば、詐偽として関係官庁がただちに御史（山東なら山東道監察御史）に告発し、事情経過を記した書面を兵部に送るようというものである。なお、戳記を覆うように兵部の官印が押されている。

(H) 車駕清吏司戳記

この戳記は（G）の左にある。

車駕清吏司照得、勘合夫馬俱有定数、本司概不外加。如有外加字面、即係詐冒、沿途不許応付。

これは、車駕清吏司の担当者（A）「格眼戳記」で支給すべき駅通の各項目と数量を記入する際に押したものであるだろう。その内容は、「格眼戳記」に記したものを以外に追加がないこと、もし追加するような文字があれば、詐欺であり、支給してはならないこと、という使用上の規定である。この戳記のうえにも車駕清吏司の印が押されている。

(I) 兵科給事中戳記

(H)の左にこの戳記が押されている。

万曆〔卅五〕年〔五〕月〔十六〕日 兵科掛号訖。

「十六」は朱字、「卅五」と「五」は墨書である。これは勘合

が発行されたのち、兵科給事中が「掛号」をした際の戳記であるだろう。

万暦三年に行われた勘合制度改革の際に、大勘合と小勘合が発行されたのちの「掛号」について下記の規定が作られた。¹⁷⁾

俱付兵科及經由衙門掛号。

つまり、勘合が発行されてから、兵科給事中や関係衙門による「掛号」を済ます必要がある。先述した(D)「山東撫按戳記」の法的根拠もここにある。当兵部勘合の発行日は万暦三十五年五月十五日であったが、翌十六日に兵科給事中の衙門で「掛号」をした。この戳記の右側を中心に、斜めに押されている兵科給事中の官印の半印、判読不能の墨書した漢字の左半分およびその印と漢字を囲む形で墨書した○の左半分がある。これらは、兵科給事中による「掛号」の印であるに違いない。

以上のことから、勘合上方の欄外にあるこれらの戳記は勘合本体の左半分にある戳記などとの間には、下記のような相關関係の存在と処理の順序を確認することができる。

第一、駅通利用内容の記入ⅡA・H・車駕清吏司によるもの(万暦三十五年五月十五日以前)

第二、発行・交付ⅡEとB・G・兵部の責任者によるもの(万暦三十五年五月十五日)。

第三、兵科の掛号ⅡC・I・兵科給事中によるもの(万暦三十五年五月十六日)。

第四、最初の支給ⅡF・会同館官員によるもの(万暦三十五年五月十六日以後)。

第五、山東省の掛号ⅡD・山東撫按委官によるもの(万暦三十五年六月十三日)。

① 中国社会科学院経済研究所編『中国社会科学院経済研究所藏徽州文書類編・散件文書』(北京：社会科学文献出版社、二〇一七年)、第四冊、一一一頁。

② 『明太祖実録』、卷一七七、洪武十九年四月丙戌、二六八四頁。「初工部籍諸工匠、驗其丁力、定以三年為班、更番赴京、輪作三月、如期交代、名曰輪班匠。議而未行。至是、工部侍郎秦達復議舉行、量地遠近、以為班次、且置籍。為勘合、付之。至期齎至工部听撥、免其家他役。著為令、於是諸工匠便之。」

③ 『万暦大明会典』(揚州：広陵書社、二〇〇七年)、卷一八九、工部、工匠、二五六七頁。「洪武」二十六年定、凡天下各色人匠、編成班次。輪流將齎原編勘合為照、上一以一季為滿。其在京各色人匠、例応一月上工二十日、歇二十日。」

④ 「罰工」とは、当番の時期に遅れた、すなわち「失班」した職人に対する「補班」や「罰班」という懲罰としての追加勤務である。しかし、本勘合の戳記記録による限り、当勘合の所持者は「失班」のような過失をしていないことがわかる。よって、ここでいう「正罰工」についてはさらに調べる必要がある。『万暦大明会典』、卷一八九、工部、工匠、二五八五頁。「宣德六年奏准、差官查理浙江、南直隸蘇

松等府州失班工匠、其丁多失班一次者、赴部補班。二次三次以上、並前後不当班者、送問罰班。

⑤ 孔子博物館藏孔府檔案彙編纂委員會編『孔子博物館藏孔府檔案彙編一明代卷』、北京：國家圖書館出版社、二〇一八年、第三冊、三一三—三一五、五六一頁。

⑥ 『万曆』大明會典、卷一四九、兵部、駅伝、勘合、二〇八二頁。

「万曆三年、改用大小勘合。公差官員、例該応付粟給夫馬車船者、照旧填用大勘合、仍給長單。此外、如齋勅及部差告人、各衙門奏帶書吏与監生、当該齋奏舍人吏承、南京天文生、各陵墳等役、遠方雜職等官、俱另立一式、比旧差小、不開人夫廩糧、隨宜給免、俱付兵科及經由衙門掛号。外号者亦如之。」

⑦ 『礼部志稿』（台北：台湾商務印書館、一九八三—一九八七年、影印文淵閣四庫全書本第五九七冊）、卷二四、印信制度、四五六—四五八頁。「六部：正二品、銀印、…方三寸二分、厚八分」。…六部各司：從五品、銅印、方二寸四分、厚四分五釐。「吏科等六科：正七品：銅印、方二寸一分、厚三分」。…会同館：正從九品、俱銅印、方一寸九分、厚二分二釐。

⑧ 欠字は「小勘合」を参照して補い、【】で示す。

⑨ 『万曆』大明會典、卷一四九、兵部、駅伝、勘合、二〇八三頁。

「凡勘合長單。万曆三年議准、大勘合外另置長單、隨同給發。自起程至公幹地方、各經過官司填註供應数目於各項之下、用印鈴蓋、送使客親註対同二字。俟類繳之日、兵部委主事同兵科查對、有違例者、指名參奏。」

⑩ 『万曆』大明會典、卷一四八、兵部、駅伝、応付通例、二〇六六頁。「応給勘合例。嘉靖三十七年定。一、衍聖公赴京進表朝賀、支慶給。陸起双馬車兩人夫、水給站船、或量撥馬快船、多不過三隻、帶典籍、支慶給。廟丁一名、家人二名、俱支口糧、応付駅驢各一頭、水路

本船带去。衍聖公府差掌書、帶廟丁一人、医獸一人、赴京進貢馬匹。掌書支慶給、其余支口糧。陸路駅驢各一頭、水路站船、俱往回応付。…給温字号勘合」。

⑪ 『万曆』大明會典、卷一四九、兵部、駅伝、勘合、二〇八二頁。

「凡勘合、旧例公差往回、填行会同館起関応付、在外者皆以符驗分開。嘉靖三十七年、改設内外勘合。部中給者、為内号。該応付者、兵部填給編免。南京兵部各処撫按等衙門者、為外号。各照地方大小、酌量多寡、編免取貯。遇有公差員役、及境内大小衙門差人例該応付者、許給一道。填用將尽、先期開報差人姓名、公差緣由、繳部酌量再給。」

⑫ 清代文書の「半印字号」とそれを囲む〇の付け方については、雷榮広らは王健美と異なる見解を示して、「紙と底簿との双方にかかろうに筆を使つて〇を書いたあと、その〇のなかに字号を書く」と指摘している。雷榮広・姚楽野『清代文書網要』、一〇八一—一〇九頁。

⑬ 『孔子博物館藏孔府檔案彙編』、第三冊、五六一頁。

⑭ 『万曆』大明會典、卷一四八、兵部、駅伝、駅連事例、二〇六四頁。「正德九年令、裏河公差官船、上水撥夫十二名、下水八名。有連例多索者、必罪不饒。嘉靖七年題准、公差馳駅武武大臣、進貢進鮮等項人夫、水路、上水二十名。陸路、扛抬、量撥。其余公差人員、上水止許十名、下水五名、陸路八名。敢有自恃勢要、增添一名者、坐贓。奉承者以罷軟、各治罪。」

⑮ 『明史』（北京：中華書局、一九七四年）、卷七三、職官志二、一七七頁。「巡撫山東等處地方督理宮田兼管河道提督軍務一員。正統五年始設巡撫。十三年、定遣都御史。嘉靖四十二年、加督理宮田。万曆七年、兼管河道。八年、加提督軍務。」

⑯ 『万曆』大明會典、卷一四九、兵部、駅伝、勘合、二〇八二頁。「凡勘合、旧例公差往回、填行会同館起関応付、在外者皆以符驗分開。」

表2 明代勘合の形状

| | 甲 | 乙 |
|-------|----------------------|--------------|
| 代表的文書 | 明成化工部班匠勘合 | 明万曆兵部駙通勘合 |
| (参考) | 明洪武戸帖* | 清「河南正考官勘合」 |
| 形状 | 長方形 | 長方形(下)+梯形(上) |
| 辺欄 | 双欄、二本の欄線の間に水草・炎などの紋様 | |

※呉展「明代戸帖の史料価値と版本価値」、『中国史研究動態』、2006年第9期、第20-22頁。
 王鈺欣ら『徽州千年契約文書：宋元明編』（石家莊：花山文芸出版社、1991年序）、第1巻、第25頁。李詔『戒庵老人漫筆』（北京：中華書局、1982年）、巻1、半印勘合戸帖、第34-35頁。

⑰ 『(万曆)大明会典』、巻一四九、兵部、駙伝、勘合、二〇八二頁。

以上で見てきた研究の進展、とりわけ元代勘合の研究および明代精微批文に関する研究の進展、および明代勘合の実物の発見は非常に重要な意味がある。それは、清代勘合の形状から明代勘合の形状を推測するというこれまでの研究方法から、明代勘合の実物に即して探求する方法が確立できるようになった、ということである。これらの研究の進展と資料の新発見から、私が旧稿で述べた明代勘合の形状についての推論はほぼ正しかったと言いうことができよう。しかし、「批文勘合」については訂正したい。つまり、「批文勘合」は、「批文」と「勘合」という二種類の官文書である可能性が非常に高い。

以上の説明を整理すると、明代勘合の形状には二種類あった(表2参照)。

現在、甲と乙の関係、つまり参考のものも含めて、勘合の形状は洪武↓成化↓万曆…と時間的に変化したものであるかどうかは、なお明らかになることができていない。敢えて言うなら、職人の身分証明書兼通行許可書である甲、すなわち明成化工部班匠勘合のほうが機能上において使節の身分証明書兼渡航許可書である朝貢勘合に近いのではないかと考えている。

甲と乙の両方にある辺欄とは、官文書、とりわけ下行文書によく使われる一種の「飾り」のようなものである。実物として、元代の税票^①・明洪武戸帖（一種の世帯全員分の戸籍・資産の登録済証明書）^②・火票と信牌（ともに命令文書）^③などが挙げられる。江戸時代の『清俗紀聞』に紹介された商人に交付した海外貿易に必要な許可文書、つまり県照・部照・船照・憲照からも辺欄の存在が確認できる^④。

言うまでもないが、日明交渉中に使用した勘合、ないし対外関係を司る礼部が発行した勘合の実物は、いまだ発見されていない^⑤。よって、先に紹介した研究成果と明代勘合の実物の発見は、あくまで日明関係における勘合、とくにその形状を認識するための手がかりにすぎない。かつて日明の通交間に使用された「本字勘合」「日字勘合」が発見されることはあまり期待できないが、明朝兵部と同列にある礼部が発行した勘合の発見を期待しながら筆を擱く。

① 塔拉ら編『中国藏黑水城漢文文献』、第六冊、一二二〇頁。

② 呉展「明代戸帖の史料価値与版本価値」、『中国史研究動態』、二〇〇六年第九期、二〇一―二二頁。王鈺欣ら『徽州千年契約文書・宋元明

編』（石家荘：花山文芸出版社、一九九一年序）、第一巻、二五頁。李詔『戒庵老人漫筆』（北京：中華書局、一九八二年）、巻一、半印勘合戸帖、三四―三五頁。

③ 『徽州千年契約文書・宋元明編』、第一巻、二五七、二八八、三一九頁など、第二巻、四〇、七六、一九二、二九〇、三二四、三一九、四四八頁など。中国国家博物館編『中国国家博物館藏文物研究叢書・明清檔案卷・清代』（上海：上海古籍出版社、二〇〇七年）、二六八―二八三頁。四川省檔案館編『巴蜀攝影・四川省檔案館藏清史圖片集』（北京：中国人民大学出版社、二〇〇九年、九一―一、一六、二四一―二七、三八―三九、四三、六六―七〇頁など。

④ 中川忠英（孫伯醇・村松一弥編『清俗紀聞2』（東京：平凡社、一九六六年、東洋文庫七〇）九二、九七、九九、一〇一頁。

⑤ 文献には「礼部格字五千三百九十一号勘合」という記載がある。『孔子博物館藏孔府檔案彙編（明代卷）』、第三巻、三四九頁。

付記・近年、中国国内における明代の勘合文書の研究状況などについて、樂成頭（中国社会科学院）・阿風（同）・陳宝良（西南大学）・呉佩林（曲阜師範大学）・黄忠鑫（暨南大学）・申斌（広東省社会科学学院）の各氏から教えを頂いた。ここに記して感謝したい。

本研究は科研費（P17K03153）の助成を受けたものである。

（大阪経済法科大学国際学部教授）

New Insights on the Format of Authorization Tallies (勘合)
Used in Relations between Japan and the Ming Dynasty

by

WU Yue

In 2001, I published an essay, “Authorization Tallies in the Context of Relations between Japan and the Ming Dynasty: Their Documentary Format.” I noted some problematic issues in the “conventional wisdom” in past scholarship on authorization tallies (Chn. *kanhe*; Jpn. *kangō*). Based on the structure of official documents in traditional China, I discussed my views and offered a new interpretation. Since then, academic research has advanced, and new historical sources have been published. In this essay, I, first, review advances in research surrounding the Ming authorization tallies issued to Japan; second, assess past interpretations within and beyond Japan, including my own early views, using recently available historical materials; and third, share some new insights.

In recent years, research on both Yuan-period authorization tally documents and Ming-period imperial orders of assignment documents has made great strides. This essay draws on those bodies of work and makes use of recently published Ming-period authorization tally documents. My new insights derive primarily from two examples of Ming-period authorization documents. One is a 1470 tally authorization document related to state artisans that was issued by the Ministry of Work, which was published in 2017. The second is a 1607 tally authorization document related to the state postal relay system that was issued by the Ministry of War, published in 2018. Both documents are large format. The 1470 example is the oldest known surviving manuscript copy of a tally authorization document. The 1607 example, which is woodblock printed, includes an official seal and a stamp, in addition to the document’s content. The former is square in shape, while the body of the latter is rectangular with a trapezoidal shape above the main body. The trapezoidal portion of the second document includes the characters “Ministry of War Tally Authorization,” which makes clear the nature of the document. Based on the official seal and stamp, one can ascertain how the document was composed and issued as well as protocols

and sequence of its use.

For these reasons, the discovery of these Ming-period authorization tally documents is extremely significant. They make possible analysis of actual Ming-period specimens rather than extrapolating from the form of Qing-period authorization tally documents.

Key Words; authorization tallies (Chin. *kanhe*; Jpn. *kangō*), official documents, relations between Japan and the Ming dynasty, traditional China